

「まちづくり推進会議」委員を募集します

町では、「まちづくり推進会議」委員の任期が令和3年3月31日をもって満了したことから、新たにまちづくり推進会議の委員を募集します。

まちづくりに関心のある方は、ぜひご応募ください。

- 募集人数 2人（応募多数の場合は、抽選により決定）
- 応募条件 町内に住所を有する満18歳以上の方（4月1日現在）
- 任期 2年
- 報酬 規定による日額報酬を支給（2時間以内2,000円、2時間を超える場合は1時間増すごとに1,000円加算、7,000円が上限）
- 応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、郵送、メール、FAXまたは持参により提出してください。応募用紙は、町のホームページからダウンロードするか、企画財政課備え付け用紙をご使用ください
- 募集期間 5月1日から31日（当日必着）

※持参の場合は、土・日曜、祝日を除く開庁時間（8時45分～17時30分）

○応募・問合せ

〒099-1498 訓子府町東町398番地 訓子府町役場企画財政課
☎47-2115、FAX47-2600、Eメール kikaku@town.kunneppu.hokkaido.jp

▼ホームページ



ごみの屋外焼却は禁止されています

ごみを屋外焼却する行為は、法律により禁止されています。野焼き、枝木やごみなどを焼却している光景が見られますので、やめましょう。

なお、法律には農業、林業を営むためやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却などは、例外規定で焼却できる場合があります。

認められる場合であっても消防への届け出が必要となります。

森林法で定められている林業や関連する農業で行う火入れについては「訓子府町火入れに関する条例」により決められており、事前の申請と許可が必要となります。

問い合わせ先は、農林商工課産業振興係です。

- 問合せ ・町民課町民生活係 ☎47-2203
- ・農林商工課産業振興係 ☎47-2116
- ・消防署訓子府支署 ☎47-2419



ごみの不法投棄は犯罪です

雪解けが進み、道路沿いや空き地などで、ごみの不法投棄が発見されています。

町では、不法投棄の発見や連絡があった場合には、北見警察署へ通報し、不法投棄者の捜査を要請します。

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反になりますので、絶対にしないでください。

○不法投棄の罰則

5年以下の懲役か1,000万円以下の罰金または併科（懲役、罰金の両方）。法人の罰金は上限額が3億円以下となります



■問合せ 町民課町民生活係 ☎47-2203 役場1階 窓口1番

受賞おめでとうございます

訓子府消防団地域活動表彰を受賞

全国的に消防団員が減少する中、団員確保に積極的に取り組み、団員の増加や地域防災力の向上に寄与したとして、訓子府消防団が消防庁長官から消防団等地域活動表彰を受賞しました。

消防団等地域活動表彰は、平常時の活動により、地域防災力の向上に寄与し、地域住民の安全の保持、向上に顕著な功績があり、全国の模範となる消防団または団員確保について特に力を入れている消防団に対して表彰されるものです。

3月25日に役場で、菊池町長が表彰状を伝達し、柴田浩幸団長は「友人を誘って、仲間を増やそうと団員と活動してきました。今回の表彰を光栄に思っています」と受賞の喜びを話していました。

団員数は、4月1日現在で定員（105人）を満たしています。



ペットの飼い主の方へのお願い

日ごろから、ペットの飼い主の方には飼育マナーについてご理解をいただいているところですが、以前から犬や猫の苦情・相談が多く、町内会としても大変困っているとの話があり、また、町民の方からも多くの苦情が町に寄せられています。

最近多いのが、雪解け後にフンが散見され、被害に遭っている方は大変困っています。

ごく一部のマナー違反者により、適正に飼育している方にも大変な迷惑が掛かっていますので、ペットの飼い主の方は、近隣の方への気配りを忘れず、かわいいペットが他人に迷惑を掛けないように、ご理解とご協力をお願いします。



■苦情の一例

- ・散歩中、飼い犬がフンをしているのを見ても拾わない。所属していない町内会の敷地ではフンを拾わない
- ・道路の法面でフンをさせて拾わない。町内会で草刈りをする際に飛び散って汚い
- ・雪かきをしていたら、雪の中からフンが出てきた

- ・犬を（夜中）放し飼いにしていて、畑が荒らされた
- ・拾ったフンを指定ごみ袋に入れなくて散歩コースのゴミステーションに捨てていく
- ・庭の作物などを荒らされた。フンや尿がついていた
- ・近所の犬小屋が汚い、臭いがする
- ・犬を叩いたり、蹴ったり虐待している

◆皆さんへのお願い◆

- ◆散歩のときは袋を持参し、フンを持ち帰り適正な後始末をしてください（燃やすごみになります）
- ◆犬の放し飼いはしないでください
- ◆飼い猫は家の中で飼育してください

- ◆ノラ犬、ノラ猫には周辺の住民に迷惑を掛けるエサやりはやめてください
- ◆面倒を見ることができないのであれば、不妊、避妊手術をしてください
- ◆ペットを捨てないでください

■問合せ 町民課町民生活係 ☎47-2203 役場1階 窓口1番